

●香川県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年11月9日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成19年11月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 白鳥引田線（40号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市引田字塩屋1046番1地 先から 東かがわ市引田字塩屋1023番地先 まで	前	26.0～35.0	74	旧道の市道移管
東かがわ市小海字成松43番地先か ら 東かがわ市引田字塩屋1673番1地 先まで		15.0～55.0	860	
東かがわ市小海字成松43番地先か ら 東かがわ市引田字塩屋1554番1地 先まで		6.0～31.0	803	
東かがわ市引田字塩屋1557番1地 先から 東かがわ市引田字塩屋1583番2地 先まで		4.3～6.4	38	
東かがわ市引田字塩屋1046番1地 先から 東かがわ市引田字塩屋1023番地先 まで	後	26.0～35.0	74	
東かがわ市小海字成松43番地先か ら 東かがわ市引田字塩屋1673番1地 先まで		15.0～55.0	860	